

マナーからルールへ。

# 改正健康増進法が施行されます

1 貴施設は 来年 **4月1日** までに



原則

## 「屋内禁煙」の対策が必要です。

2 屋内で喫煙を認める場合は**喫煙専用室等**の設置が必要です。

| 喫煙専用室   | 加熱式たばこ専用喫煙室  |
|---|--|
|   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ たばこの喫煙のみ可能</li> <li>× 飲食等不可</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 加熱式たばこのみ喫煙可能</li> <li>○ 飲食等の提供可能</li> </ul> |

### 【喫煙室設置の技術的基準】

- 1 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
  - 2 たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等<sup>\*1</sup>によって区画<sup>\*2</sup>されていること
- <sup>\*1</sup> 建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のもの
- <sup>\*2</sup> 出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められないこと
- 3 たばこの煙が屋外に排気されていること

3 既存の**飲食店**については**経過措置**があります。

裏面記載の3つの条件に全て当てはまる場合は、経過措置として、喫煙可能である旨の標識を掲示すること等により、店内での喫煙が可能です。その場合、市保健所に「喫煙可能室設置施設」の届出をお願いします。※標識は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

4 **屋外**について

屋外に喫煙場所を設置する際は、できるだけ周囲に人がいない場所や子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くでは喫煙しないよう配慮をお願いします。

### 【お問い合わせ】

受動喫煙対策に係るコールセンター 電話 03-5539-0303 (受付時間 9:30~18:15)  
 旭川市保健所 健康推進課 健康推進係 電話 25-6315